

# 投資信託定時定額購入契約規定

(規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様（以下、「申込者」といいます。）と、株式会社肥後銀行（以下、「当行」といいます。）との投資信託の定時定額購入サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関する取り決めです。申込者は、本サービス内容を十分に理解し、申込者の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

(買付銘柄の選定)

第2条 本サービスによって買付けできる投資信託は、当行が選定する銘柄（以下、「選定銘柄」といいます。）とします。なお、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に基づき、お客様が非課税口座に設けられた累積投資勘定での取引（以下、「つみたてNISA」といいます。）で買付けできる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。

2 申込者は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付けの申込を行うものとします（指定された銘柄を、以下、「指定銘柄」といいます。）。

(申込方法)

第3条 申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当行取扱店に提出し、当行が承諾した場合に限り、本サービスを利用できます。

2 申込にあたっては、指定銘柄の累積投資契約口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの際はこの限りではありません。

(申込内容の変更)

第4条 申込者は、所定の手続によって当行に申し出ることにより、払込みの休止および申込内容の変更を行うことができます。ただし、手続は、毎月の買付日の5営業日前（買付日を含みません）までになされたものとします。

(払込方法)

第5条 申込者は、申込書によって指定された口座（以下、「指定引落預金口座」といいます。）からの自動引落しによる口座振替により、投資信託買付資金の払込を行うものとします。

2 指定引落預金口座は、当行の本・支店における申込者名義の普通預金口座とします。

(金銭の払込)

第6条 当行は、指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回当りあらかじめ申込者が申し出た一定額の金

銭（以下、「払込金」といいます。）を、申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においてはその払込金の総額を、申込者が指定した毎月11日または26日（銀行休業日の場合は翌営業日、委託者（運用会社）が定める申込（受付）不可日の場合は翌営業日以降最初に申込が可能となる営業日）（以下、「引落し指定日」といいます。）に、指定引落預金口座から自動引落しさせていただきます。この場合、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

- 2 申込者は、引落し指定日の前営業日までに、あらかじめ申し出た指定引落預金口座に毎月の払込金相当額を入金するものとします。
- 3 払込金の金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（払込金の額から、投資信託自動けいぞく（累積）投資規定第4条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は払込金額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてNISAで複数銘柄の買付けを申込む場合は、申込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような払込金額（複数銘柄の場合はその合計）の指定はできないものとします。
- 4 指定引落預金口座の残高が、引落し指定日において引落し金額に満たない場合は、当該月の引落しおよび第7条の取扱いはいたしません。また、指定銘柄が複数あるときの買付優先順位は、当行の任意とします。なお、引落し不能月の翌月の引落しについては、1ヵ月分の引落しのみ行うものとします。
- 5 指定引落預金口座が、総合口座で当座貸越し契約がある場合、またはカードローン契約がある場合の指定引落預金口座からの自動引落しについては、当座貸越しは行わないものとします。

（増額の払込）

第7条 前条（金銭の払込）に加えて、1年に2回まで、増額の払込ができます。この場合、当行所定の申込書により届け出てください。

- 2 増額の払込金の金額は、5,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付けをする場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての前条第3項の払込金額と本項および第3項の増額の払込金額（投資信託自動けいぞく（累積）投資規定第4条第2項に規定する所定の手数料および消費税を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該増額の払込金額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額の指定はできません。

3 増額の払込を2回行う場合は、2回とも同一金額とします。  
(払込開始の時期および払込期間)

第8条 初回引落日月の引落日指定日（毎月11日または26日、  
銀行休業日の場合は、翌営業日）の5営業日前（引落日指  
定日を含みません）までに申込みをするものとします。

2 本サービスの払込期間は、定めのないものとします。

(買付けの方法)

第9条 当行は、申込者の指定銘柄の払込金で、投資信託自動け  
いぞく（累積）投資規定の定めに従って買付けを行います。

(買付時期および価額)

第10条 当行は、申込者からの払込金の受入れをもって、毎月  
11日または26日（銀行休業日の場合は翌営業日、委託者  
（運用会社）が定める申込（受付）不可日の場合は翌営業  
日以降最初に申込が可能となる営業日）に、指定銘柄の買  
付けの申込みがあったものとして取り扱います。

2 その場合の買付価額は、投資信託自動けいぞく（累積）投資  
規定に定める金額とします。

3 前1項にかかわらず、指定銘柄の買付けの申込みを委託者  
（運用会社）が中止または取り消した場合は、翌営業日  
以降最初に買付けが可能となった日に買付けを行います。

(返還および果実の再投資)

第11条 返還および果実の再投資は、投資信託自動けいぞく  
（累積）投資規定に基づき行うものとします。

(取引および残高の通知)

第12条 当行は、本サービスに基づく申込者への取引明細およ  
び残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。

1 取引の明細

当行は、第9条（買付けの方法）および第10条（買付  
時期および価額）に基づく取引の明細については、3ヵ月  
に1回以上、期間中の銘柄毎の買付明細および買付合計金  
額、取得合計口数等を記載した書面（以下、「取引残高報  
告書」といいます。）により通知します。

2 金銭および残高明細

当行は、指定銘柄の買付預り金及び残高について、前  
1項に定める「取引残高報告書」に記載して申込者に通知  
します。ただし、前1項の該当取引がない場合、別途、  
1年に1回以上、「取引残高報告書」により申込者に通知  
します。

注)「取引残高報告書」の交付方法については、原則として  
定期交付（四半期に1回交付する方式）といたします。な  
お、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、都  
度交付（お取引の都度、交付する方式）への変更を行うこ  
とができます。

(選定銘柄の除外)

第13条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、申込者に遅滞なく通知するものとします。

- (1)当該銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合。
- (2)その他当行が必要と認める場合。

(解約)

第14条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1)申込者が、当行所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合。
- (2)申込者が、指定銘柄の自動けいぞく（累積）投資口座を解約された場合。
- (3)当行が、本サービスを営むことができなくなった場合。
- (4)当行が、本サービスの解約を申し出た場合。
- (5)申込者からの本サービス利用のための金銭の払込が連続して一定期間ない場合。

また、本サービスが解約されると、本サービスにかかる預金口座振替契約も解約されます。

- 2 前1項に定める場合のほか、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資に関する約款に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、お客様が当該約款に規定する勘定の種類を累積投資勘定から非課税管理勘定に変更される場合、その変更により新たな非課税管理勘定が設定された日に終了するものとします。同日が第6条に定める引落日または第10条に定める買付の申込日に当たる場合は、同日における引落日または指定銘柄の買付けは行わないものとします。

(印鑑照合)

第15条 変更・解約届け等、各種申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違なきものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

(その他)

- 第16条 当行は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- 2 申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知について、当行が届出のあった名称、住所にあてて通知またはその他の書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
  - 3 この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
  - 4 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
  - 5 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。
  - 6 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。
  - 7 本規定に別段の定めのないときには、「投資信託振替決済口座管理規定」、「金銭の振込先指定方式取扱規定」、「投資信託自動けいぞく（累積）投資規定」、「投資信託特定口座規定」等（お客様が、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款」（以下、本項において「当該約款」といいます。）を含みます。）他の各規定・約款等にしがうものとし、なお、お客様が当該約款に基づき、つみたてNISAでの買付けをすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

以上